

医療機関の皆様へ

横浜市保健所長  
修 理 淳

### 麻しんの国内での報告数増加に伴う注意喚起について（協力依頼）

平素より、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

厚生労働省から、令和6年11月14日付で「麻しんの国内での報告数増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」の事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般、国内において海外渡航歴のない方で報告数が増加しており、今後、更に感染事例が増加する可能性があります。

改めて、医療機関におかれましては以下の御対応をお願いいたします。

- ・麻しん疑い例での国内における行動歴や予防接種歴の確認
- ・患者の症状から麻しんを疑った場合には臨床診断例として直ちに最寄りの保健所へ届出
- ・血清IgM抗体検査等の実施及び横浜市衛生研究所でのPCR検査のための検体確保
- ・医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴（2回以上接種）の確認

患者を診察した結果、麻しんが疑われる場合には、最寄りの区福祉保健センターへ速やかに相談頂くとともに、「横浜市における麻しん風しん検査診断の実施について」に基づき、御対応いただきますようお願いいたします。

#### 添付資料

- (1) 「麻しんの国内での報告数増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」  
（令和6年11月14日事務連絡、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、予防接種課）
- (2) 「横浜市における麻しん風しん検査診断の実施について」
- (3) 「横浜市区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係連絡先一覧」

担 当：横浜市医療局健康安全課  
電 話：671-2463 FAX：664-7296  
E-mail：ir-kenkoukiki@city.yokohama.lg.jp

事 務 連 絡  
令 和 6 年 11 月 14 日

各 { 都 道 府 県 }  
      { 保 健 所 設 置 市 } 衛 生 主 管 部 ( 局 ) 御 中  
      { 特 別 区 }

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課  
予 防 接 種 課

麻しんの国内での報告数増加に伴う注意喚起について  
(協力依頼)

我が国では、麻しんについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）において 5 類感染症に位置づけられており、第 12 条に基づき、麻しんの患者を診断した医師は、都道府県知事等に対して直ちに届け出ることを義務づけています。

麻しんについては、現在、海外における流行が報告されており、加えて国内においても報告数が増加していることから、今後、更に感染事例が増加することが懸念されます。

つきましては、貴自治体におかれては、下記の通り、貴自治体管内の保健所及び医療機関等に対し、注意喚起を行っていただくとともに、「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号。以下「特定感染症予防指針」という。）に基づく対応の徹底をお願いいたします。また、麻しんの臨床診断例などの疑い例及び検査診断例の発生届受理時には、下記の連絡先を確認いただき、自治体より厚生労働省及び国立感染症研究所への一報をお願い申し上げます。

これに伴い、「麻しんの国内伝播事例の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」（令和 5 年 5 月 12 日付け厚生労働省健康局結核感染症課・予防接種参事官室事務連絡）及び「麻しんの国内外での増加に伴う注意喚起について（再周知）」

（令和 6 年 2 月 26 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・予防接種課事務連絡）は廃止し、本事務連絡をもって代えることとします。

なお、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会に発出していることを申し上げます。

## 記

### 第一 自治体における対応

- 1 積極的疫学調査や検査の徹底を含め、特定感染症予防指針に基づく対応の徹底を行うこと。
- 2 保健所においては、「麻疹発生時対応ガイドライン第二版：暫定改訂版」を参考に、積極的疫学調査を実施すること。  
[https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/guideline02\\_20160603.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/guideline02_20160603.pdf)
- 3 臨床診断例などの疑い例については、特定感染症予防指針に基づき、地方衛生研究所等において、全例に対して核酸増幅法検査による確定検査を行うとともに、検査の結果、麻疹ウイルスが検出された場合は、可能な限り、地方衛生研究所等において麻疹ウイルスのゲノム配列の解析を実施し国に報告する又は国立感染症研究所に検体を送付すること。
- 4 麻疹の臨床診断例などの疑い例及び検査診断例の発生届受理時には、早期探知による対応等のために、以下の連絡先に、当該事例の感染症サーベイランスシステム報告 ID を送付すること。感染症サーベイランスシステム報告 ID が未付与または不明の場合は、届出保健所、年齢、性別、麻疹含有ワクチン接種歴、症状、現時点での検査状況と結果を送付すること。（メールの件名に「麻疹」と記載して厚生労働省と国立感染症研究所の両方に送付すること）
- 5 患者の行動歴等から広域にわたる麻疹事例の発生が危惧される又は実際に発生がみられる時には、国や自治体間の連携が非常に重要となることから、そのような事案の発生時においては国立感染症研究所への疫学調査支援の要請を積極的に検討すること。

### 【4、5の連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

TEL: 03-3595-2257 (特定感染症係) Email: [SARSOPC@mhlw.go.jp](mailto:SARSOPC@mhlw.go.jp)

国立感染症研究所 実地疫学研究センター

TEL: 03-5285-1111 (2583) Email: [outbreak@nih.go.jp](mailto:outbreak@nih.go.jp)

6 麻しんの予防接種は麻しんの感染予防法として最も有効な手段であるところ、令和4年度の接種実績（※）は、自治体によって、接種率目標（95%）を下回っている。このため、各自治体におかれては、接種率目標（95%）に到達するよう、引き続き、積極的な接種勧奨に取り組むこと。

なお、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」（令和2年3月19日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症に起因する事情によりやむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の8第3号に該当するものとして取り扱って差し支えないこととしていたが、「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について（施行通知）」（令和6年3月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）でお示ししているとおり、令和6年4月1日以降においては、同日以降に生じた新型コロナウイルス感染症に起因する事情により規定の接種時期内に定期接種を実施できなかった場合については、同号に該当しないため、取扱いに留意すること。

また、ワクチンの供給については、「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給に係る対応等について」（令和6年10月15日付け事務連絡）において、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給状況を踏まえた定期接種の確実な実施に係る対応について示しているため、参考にすること。

（※）麻しん風しん予防接種の実施状況

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html>

（令和5年度の結果についても、近く本HPに掲載を予定しています）

## 第二 医療機関における対応

- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うこと。
- 2 麻しんを疑った場合には、特定感染症予防指針に基づき、臨床診断をした時点で、感染症法第12条に基づき、まず臨床診断例として直ちに最寄りの保健所に届出を行うこと。
- 3 診断においては、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、地方衛生研究所等でのウイルス学的検査（※）の実施のため、保健所の求めに応じて検体を提出すること。

（※）血清IgM抗体は、他の疾患でも交差的に陽性となることがあることか

ら、必ずウイルス遺伝子検査を実施する必要がある。また、麻しんの疫学調査において、ウイルスのゲノム配列は極めて重要であることから、保健所は、感染症法 15 条に基づき、診断医療機関に対し、検体の提出を求めることがある。

- 4 医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴（2 回以上の接種）を確認していることが望ましい。
- 5 海外渡航予定のある者を診察する場合、2 点について広く周知すること。
  - (1) 海外渡航前の注意事項
    - ・ ウェブサイト等を参考に、渡航先の麻しんの流行状況を確認すること。
    - ・ 母子保健手帳などを確認し、過去の麻しんに対する予防接種歴、り患歴を確認すること。
    - ・ 過去 2 回接種した記録がない場合は、渡航前に予防接種を受けることを検討すること。
    - ・ 麻しんのり患歴やワクチン接種歴が不明な場合は、抗体検査を受けることを検討すること。
  - (2) 麻しんの流行がみられる地域に渡航後の注意事項
    - ・ 渡航後、帰国後 2 週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に注意すること。
    - ・ 発熱や咳そう、鼻水、眼の充血、全身の発しん等の症状が見られた場合は、医療機関に受診すること。また受診時には、医療機関に麻しんの可能性について伝達すること。
    - ・ 医療機関に受診する際には、医療機関の指示に従うとともに、可能な限り公共交通機関を用いることなく受診すること。

### 第三 関係資料

上記の対応等に際し、必要に応じて、下記の関係資料を活用されたい。

- ・ 麻しんについて（厚生労働省）

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html)

- ・ 麻しんの感染事例に関する啓発チラシ

<https://www.mhlw.go.jp/content/001131749.pdf>

- 麻しんの予防接種に関する啓発チラシ  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001093670.pdf>  
[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/dl/yobou\\_0227.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/dl/yobou_0227.pdf)
- 海外渡航者への麻しんの注意喚起（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001282794.pdf>  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001282795.pdf>
- 麻しん対策・ガイドラインなど（国立感染症研究所）  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/guidelines.html>
- 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給状況について（令和6年10月15日付け事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001243501.pdf>

# 横浜市における麻しん風しん検査診断の実施について

1. 下記の症状・情報から麻しん・風しんを疑うときは  
診察を終える前に区福祉保健センターに電話連絡・ご相談ください

●下記の臨床症状を3つ満たす場合は、届出を行ってください。

**麻しん** ①発熱 ②カタル症状（咳嗽・鼻汁・結膜充血等） ③麻しんに特徴的な発疹  
※1つ以上を満たし修飾麻しんを疑う場合は、検査が必要になるため要相談

**風しん** ①発疹 ②発熱 ③リンパ節腫脹 ※届出基準を満たさない場合等のご相談ください

●患者情報（聞き取り内容）の確認

- ・年齢や性別、妊娠の有無 ・症状経過 ・海外渡航歴や流行地域への渡航
- ・感染源となった人、接触者 ・予防接種歴（回数・時期・ワクチンの種類）

## 2. 検査の実施

※厚生労働省「特定感染症予防指針」に基づく

●IgM抗体検査

- ・医療機関にて、実施をお願いいたします

●PCR検査（詳細は裏面参照） 市衛生研究所で実施します

- ・行政検査を実施する場合は、3検体の採取・確保をお願いいたします

①咽頭ぬぐい液 ②血液（全血） ③尿

※届出基準を満たさない場合のPCR検査の実施については各区福祉保健センターにご相談ください。

## 3. 保健指導

- ・感染可能期間中の外出自粛  
麻しん：発症1日前～解熱後3日 風しん：発疹出現の前後7日間
- ・発生届が出された場合、区福祉保健センターから患者に連絡が入ること

## 4. PCR検査を実施した場合、区福祉保健センターからの検査結果報告後の対応

- ・臨床症状と検査結果を総合的に勘案し、診断をお願いいたします
- ・患者への結果の説明は医療機関からお願いいたします
- ・総合的状況を踏まえ、麻しん・風しんでないと判断された場合は、発生届の取下げをお願いいたします

各区の福祉保健センター福祉保健課健康づくり係TEL（市外局番：045）

青葉	978-2438	旭	954-6146	泉	800-2445	磯子	750-2445	神奈川	411-7138
金沢	788-7840	港南	847-8438	港北	540-2362	栄	894-6964	瀬谷	367-5744
都筑	948-2350	鶴見	510-1832	戸塚	866-8426	中	224-8332	西	320-8439
保土ヶ谷	334-6345	緑	930-2357	南	341-1185				

休日夜間等、時間外の連絡先：感染症・食中毒緊急通報ダイヤル（045-664-7293）

## PCR検査検体を採取していただく際のお願い（注意事項）

### 1 検体を採取していただく際のご留意事項

#### (1) 咽頭ぬぐい液

- ・採取した綿棒を、空の（培地の入っていない）滅菌スピッツまたはウイルス検査用（ウイルス培地入り）のスピッツ<sup>注1</sup>に入れ、柄の部分折りスピッツの蓋をしっかりと閉めてください。
- ・乾燥しないように、スピッツの蓋の周囲をテープなどで巻いてください。

**注1）細菌検査用（細菌用培地入り）のスピッツには入れないでください。  
スピッツは長さ13cm以内のものを使用してください。**

#### (2) 血液

- ・抗凝固剤（EDTA又はクエン酸）入りの採血管<sup>※注2注3</sup>に全血採取してください。
  - ・**2mL以上**採取をお願いします。
- 注2）ヘパリン入り採血管は使用しないでください。  
注3）血清分離剤入りの採血管は使用しないでください。

使用可◎：一般血液検査[赤血球数、白血球数、血小板数等]（EDTA入り）  
凝固系検査（クエン酸ナトリウム入り）  
使用不可×：生化学検査[タンパク、脂質、電解質]（プレーン管）  
血清学的検査[血液型、梅毒反応、感染症血清反応等]（プレーン管）

※麻しん・風しんの検査診断にあたっては、血清学的診断も重要となります。  
お手数ですが、貴院からIgM抗体検査を民間検査機関等に依頼いただき、結果が判明しましたら区福祉保健センターに情報提供をお願いいたします。  
（横浜市衛生研究所では、PCR検査のみの実施となります）

#### (3) 尿

- ・貴院所有の尿専用スピッツ（長さ13cm以内）に、**10～20mL**程度採取してください。

### 2 検体の受領について

- ・回収に伺うまで、検体は**冷蔵（4℃）**で保存をお願いいたします。
- ・検体を採取したら、区福祉保健センターに御連絡をお願いいたします。

### 3 その他

- ・大変申し訳ありませんが、スピッツや綿棒などは御提供ください。

## 感染症発生届 届出先（連絡先）一覧

各区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係

福祉保健センター	FAX番号	【電話番号1】 開庁時間 (平日8:45~17:15)	【電話番号2*】 平日17:15~翌8:45 土日・祝日の終日 12/29~1/3の終日
鶴見区	510-1792	510-1832	横浜市感染症・食中毒 緊急通報ダイヤル 664-7293
神奈川区	316-7877	411-7138	
西区	324-3703	320-8439	
中区	224-8157	224-8332	
南区	341-1189	341-1185	
港南区	846-5981	847-8438	
保土ヶ谷区	333-6309	334-6345	
旭区	953-7713	954-6146	
磯子区	750-2547	750-2445	
金沢区	784-4600	788-7840	
港北区	540-2368	540-2362	
緑区	930-2355	930-2357	
青葉区	978-2419	978-2438	
都筑区	948-2354	948-2350	
戸塚区	865-3963	866-8426	
栄区	895-1759	894-6964	
泉区	800-2516	800-2445	
瀬谷区	365-5718	367-5744	

\*コールセンターで承り、担当職員に連絡いたします。